

倉敷芸術科学大学自己点検・評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉敷芸術科学大学学則第1章第1節第1条第4項及び倉敷芸術科学大学大学運営に係る各種基本方針に基づき、倉敷芸術科学大学（以下「本学」という。）の教育、研究・創作活動及び大学管理運営における継続的な改善のために自ら点検及び評価を行うにあたり、必要となる事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の項目)

第2条 本学における自己点検・評価は、全学、及び各学部・研究科（以下「学部等」という。）で次の項目について実施するものとする。

- (1) 目標・方針に関すること
- (2) 教育体制に関すること
- (3) 教育課程・学習成果に関すること
- (4) 学生の受け入れに関すること
- (5) 学生支援に関すること
- (6) 研究・創作及びその体制に関すること
- (7) 国際化の推進に関すること
- (8) 社会連携及び地域貢献に関すること
- (9) 教育研究環境の整備に関すること
- (10) 大学運営及び財務に関すること
- (11) 内部質保証に関すること
- (12) その他、自己点検・評価に関すること

2 前項の他にも、学部等においては独自の自己点検・評価の項目を設定することができる。

(内部質保証の体制)

第3条 本学は、前条に掲げた項目における自己点検・評価の適切性を検証し、自らの責任で説明・証明する恒常的、継続的プロセスである内部質保証の体制を構築し、運用する。

2 前項の目的のため、学長を統括責任者として次の組織を置くことができる。

- (1) 全学の方針並びに計画策定、計画の推進、自己点検・評価の実施及び改善計画の策定のための自己点検・評価委員会
- (2) 自己点検・評価委員会において、実行組織としての部会
- (3) 学部等の方針及び計画策定、計画推進、自己点検・評価の実施及び改善計画策定のた

めの学部自己点検・評価委員会

3 前項に関する事項は別に定める。

4 全学並びに学部等における計画、計画の進捗状況及び自己点検・評価結果を共有し、継続的な質向上に向けた協議を目的として、自己点検・評価委員会合同会議を開催する。

(内部質保証の検証)

第4条 本学の内部質保証の有効性、妥当性を客観的に点検し、評価するため、外部有識者と自己点検・評価委員会委員及び学部自己点検・評価委員会の長等で構成する大学評価委員会を置く。

2 大学評価委員会に関する事項は別に定める。

(自己点検・評価結果の公表)

第5条 本学で行う自己点検・評価の結果は、倉敷芸術科学大学自己点検・評価報告書として学内外に公表するものとする。

2 前項の公表に係る方法は、本学ホームページ、電子媒体又は刊行物等により行うものとする。

(自己点検・評価結果の活用)

第6条 学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると判断した事項に関して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(事務)

第7条 この規程に係る事務は、庶務部IR・企画調査課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て学長が決定する。

附 則 (令和2年3月11日 第11回大学協議会)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。